

契約管財課長の仕事宣言！

契約管財課長 三橋 和之

1. 基本姿勢

【未利用地対策】

平成28年度中に売却に至らなかった建設課が所管する未利用地3筆（普通財産1筆604.26㎡、土地開発公社基金用地2筆280.58㎡）の売却を進めるとともに、「保全」「利活用」と位置付けたものについては、有効な活用・管理方法等について所管課と協議を進めます。

【契約事務の適正化】

契約管財課及び発注担当課における契約データの二重管理を解消するため、また、各課の手続きミスを未然に防止し、転記作業の解消等により一定の事務処理量の削減を図るため、平成27年度より「契約管理システム」を導入いたしました。

今後も、研修会を開催するなど、適正な契約事務の推進を図ってまいります。

2 平成29年度 課（室・局）における重点施策

● 未利用地の対策の再検討

平成23年度より、未利用地について売却を図ってきましたが、売却が思うように進展していないため、建設課・維持管理課をはじめとする関係各課と再度検証を行い、「売却」「利活用」「保全」等について整理・対応します。

● 契約事務の適正化

- (1) 契約事務に携わる職員を対象とした研修会等を実施し、適正な契約事務の推進を図ってまいります。
- (2) 事業担当課を対象とした研修会を実施し、適正化の推進を図るとともに、新たな課題等把握し、整理していきます。

3 重点事業における具体的方針

● 未利用地の売却・対策の再検討

〔 現状と課題 〕

未利用地3筆（884.84㎡）の売却を進めます。

〔 目標値 〕

形状や地積など単独利用が困難な土地については、引き続き具体的な「利活用」「保全」等について所管課と整理を進めます。

〔 スケジュール 〕

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
諸準備	売却 (公募)	売却 (入札・払下)	再整理 (売却不成立の場合)

● 契約事務の適正化

〔 現状と課題 〕

定期監査や工事監査等において契約事務の不備が指摘されています。また、鳥栖駅周辺整備や新産業集積エリアなど、大型事業を控える中、関係法令や契約事務規則、契約事務マニュアルの周知徹底を図り、契約事務適正化を進めてまいります。

〔 目標値 〕

契約事務に直接携わる職員（主査・主任クラス）と、契約事務を監督する職員（係長クラス）を対象とし、工事監査等で指摘を受けているような、不適切な契約事務の具体例を示し、研修会を実施します。

〔 スケジュール 〕

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
研修資料の内容、 資料検討・作成	研修資料の内容、 資料検討・作成	研修会の開催	研修会の開催